

最高管理責任者：学長

研究に係る不正防止対策の基本方針の策定、必要な措置、研究不正防止責任者及び研究倫理教育責任者への適切な指導を行う。

議論

常任理事会

受付窓口

相談窓口

通報窓口

【不正行為】
総務課に設置し、研究活動に関わる不正行為等についての相談を受ける。
【公的研究費】
社会連携研究推進部に設置する。

総務課に設置し、総務部長が対応する。不正行為等の通報を取り扱う。

・基本方針の策定
・必要な措置、指導

↓

↑

・状況報告

統括管理責任者：研究担当理事
研究不正防止責任者：副学長、学長補佐及び教育研究組織の長から、最高管理責任者が指名する者

最高管理責任者の補佐、実質的な責任と権限を持つ。基本方針に基づき不正防止の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認して最高管理責任者への状況報告を行う。

・内部監査

・監事監査

予備調査（責任者：事務局長）
(委員：研究推進委員長、当該学部で学部長 計3人)
本調査を行うかどうかを判断する内部調査

↓

・報告

↓

・設置、調査指示

防止計画推進部署：研究推進委員会

・具体策の策定
・モニタリング

↓

↑

・状況報告

監査室

監事

調査委員会
(委員の半数以上を外部委員で構成する 計5人)
調査結果を認定する。

**コンプライアンス推進責任者
兼研究倫理教育責任者**
(学部長、留学生別科長、センター長及びその他教育研究組織の長)

**事務局における
コンプライアンス推進責任者
兼研究倫理教育責任者**
(事務局長)

・担当する部門、部局の不正防止に関する管理・監督を行い、研究不正防止責任者に報告する。
・担当する部門の対策、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
・担当する部門の構成員が、不正防止のための措置を適切に行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導を行う。

↓

・対策実施
・コンプライアンス教育の実施、受講管理
・モニタリング及び改善指導

↓

各部門・部局

各事務部署

監査の連携体制

